

令和3年11月26日

## 第452回白石市議会臨時会議案

## 目 次

第76号議案	専決処分の承認を求めることについて（専決第17号） （令和3年度白石市一般会計補正予算）	・・・	1
第77号議案	白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例	・・・	2
第78号議案	白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	・・・	4
第79号議案	白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	・・・	6
第80号議案	白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	・・・	8

第 7 6 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 3 年度白石市一般会計補正予算（専決第 1 7 号）

（令和 3 年 1 0 月 1 4 日専決）

令和 3 年 1 1 月 2 6 日

白石市長 山 田 裕 一

第 7 7 号議案

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和43年白石市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 白石市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

第 7 8 号議案

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市特別職の職員の給与に関する条例（昭和42年白石市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 白石市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

第 7 9 号議案

白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日

白石市長 山 田 裕 一



白石市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 白石市職員の給与に関する条例（昭和29年白石市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に改める。

第2条 白石市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

第 8 0 号議案

白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日

白石市長 山 田 裕 一

白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

白石市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年白石市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。